

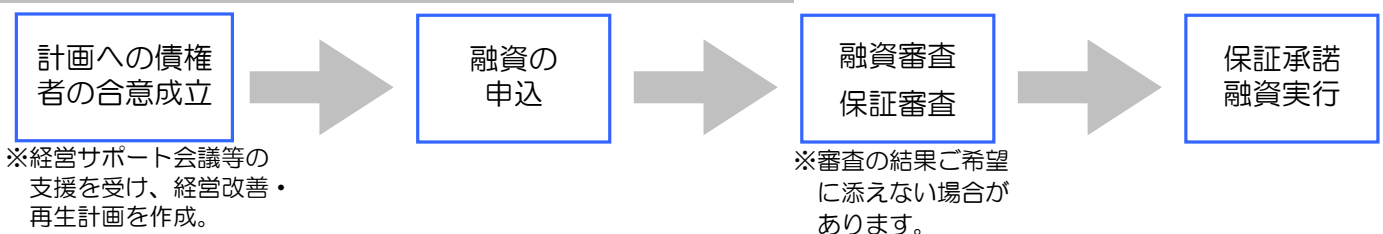
経営改善サポート資金

新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導・助言を受けて事業再生を行う中小企業者、組合を支援します。

制度名	経営改善サポート資金
対象者	中小企業者又は組合であって、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するもの (注1) 経営サポート会議：信用保証協会を事務局とした支援の枠組み (注2) ご利用にあたっての必須事項 (1) 経営改善・再生計画の作成（債権者全員の合意が成立しているもの） (2) 融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告
融資限度額	2億8,000万円
資金用途	運転資金、設備資金 (原則、制度融資の既往債務について借換可)
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有利率 年1.65%（固定） 責任共有外利率 年1.50%（固定）
信用保証料率	年0.2%
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

○ 本資金の利用にあたっては、国の全国統一保証制度「経営改善サポート保証（感染症対応型）制度」に基づく信用保証を要します。

経営改善サポート資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>